

食品接触材料安全センターメールマガジン No.70（2023年9月上旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

このコラムは、改編 PL の最新情報を紹介しています。今回は、2023年8月23日会員説明会の Q/A の中から、PL 制度の全体的運用に関するものを選んで紹介します。

Q：意見募集の際に意見提出した物質で保留になっている物質がパブリックコメントのリスト案にないのですが、このような物質はどのようになるか教えてほしい。

A：意見募集の際に意見提出した物質で、ポジティブリスト改正案の審議（4月13日開催の器具容器包装部会）までに整理できず、現在も検討中の物質については、今回のパブリックコメントの物質リストには含まれておりません。このような物質については、引き続き、整理を進めていき、整理ができれば、リスト掲載の手続きを進める予定です。

Q：今回の改正においてポジティブリストから対象外となる無機物質や天然物などについて、現行の着色剤のように規格等にポジティブリストに記載がなくても使用ができる旨が、規格内に記載されるのでしょうか？それともそちらも通知で運用されるのでしょうか？

A：着色料については、合成樹脂の添加剤の範囲ではあるが、これまでどおり食品、添加物等の規格基準の第3のAの5の規格を適用するため、8の規格（ポジティブリスト）からは除外する規定とされている。一方、無機物や天然物等については、他の材質であり、政令で定める材質（合成樹脂）の対象外と整理しています。なお、運用については、通知又は QA 等で示す予定です。

Q：別表第1第1表について、非常に簡略なものとなっていますが、これまで整理されてきたモノマー等のリストは参考となっていました。その取り扱いはどのようになるのでしょうか？第1表のポリマー要件とされるのでしょうか？

2020年施行時に公開されたポジティブリストはポリマー名称(例：ポリ塩化ビニルやポリエチレン等)の分類わけがされていたのですが、最終的に公開されるリストには表記されないのでしょうか？2023年3月6日に公開されたリスト案にはポリマー名が表記されておらず、見にくさを感じ、海外仕入先メーカーは分からないということで収載確認がうまくできません。

第1表(基材)のモノマーの組み合わせについては通知で示す、とのことですが、今回参考として示されたモノマー組み合わせの内容がそのまま通知の内容になる、という前提での今回のパブコメと考えてよいでしょうか？

A：別表第1第1表（基材）については、重合体として規定をし、重合体のモノマー等の構成成分については通知で示すこととしております。基本的には、パブリックコメントの際のモノマー等の組み合わせ表（案）で示した内容に運用等の内容を追加し通知する予定としています。

現告示との対応については、令和4年4月から意見募集の際の資料【令和3年12月24日付けポジティブリスト案と（新）整理案との対応表】と（新）整理案で確認できます。

Q：経過措置期間の令和7年5月末までに製造した、器具容器包装は経過措置期間経過後も販売は可能でしょうか？

A：経過措置期間内に製造、輸入されたポジティブリストに適合した器具容器包装については、経過措置期間終了後も販売、営業上の使用することが可能です。なお、経過措置終了後に製造、輸入された器具・容器包装は改正後のポジティブリストに適合する必要があります。

PL制度は告示の公布に向け最終段階にあります。センターはこうした最新情報をメルマガや会員説明会を通じタイムリーに提供していきます。

■食品接触材料安全センター2023年度事業計画について

食品接触材料安全センター2023年度事業計画

このコラムは、食品接触材料安全センターの事業計画をシリーズで紹介してきました。今回は、2023年8月23日会員説明会より、改正国PL等に向けた対応を紹介します。

1.確認証明書(ポリ衛協型)への切替再交付の進捗状況

2023年8月10日時点

	塗布剤(単品)	塗布剤(配合品)	添加剤(単品)	添加剤(配合品)	合成樹脂	着色剤	加工品	合計件数
未切替件数	3	4	36	50	307	348	1401	2149
切替率(%)	99	96	99	98	95	81	66	

切替率は廃止件数も含めて計算した値

○川上側の添加剤、合成樹脂等については、概ね切替再交付済み

○加工品については、切替率が3分の2の状況

○切替再交付済み案件に関しては、事務局にて改正国 PL への適合確認を実施（必要に応じて会員に問い合わせ）

○改正国 PL 告示公布を受け、順次、新しい確認証明書を送付予定

○切替再交付可能な未切替案件をお持ちの会員様におかれましては、ビジネス上の御判断の上、速やかなご対応をお願いします。

○ご不明点等については、会員ホームページの確認証明書に関するお問い合わせフォームにて、適合確認室にご相談願います。

2. 自主基準 PL と改正国 PL との突合作業の進捗状況

○今般のパブリックコメント開始を踏まえ、自主基準 PL と改正国 PL との突合に着手しました。

3. 今後の確認証明書業務、国 PL 適合確認業務等について(案)

厚労省におきまして国 PL の改正が進められています。8月4日から9月3日までパブリックコメントが実施されており、今秋に改正国 PL が告示される見通しです。

(1) 確認証明書の継続

確認証明書は、サプライチェーンにおける効率的、効果的な情報伝達の仕組みとして多くの会員の皆様に幅広く活用いただいています。確認証明書を活用した、物質情報のみならず、使用方法等も含めた情報伝達は利便性が高く、事業活動の円滑化に資するものであることから今後も継続します。

切替再交付済み案件に関しては、事務局にて改正国 PL への適合確認のうえ、順次、新しい確認証明書を送付します。

(2) 適合確認書（仮称）の開始

国 PL の対象範囲は確認証明書が対象とする範囲を超えているため、会員の皆様の多様なニーズに応じていく観点から、確認証明書の交付規程に当てはまらない案件に関する制度的な仕組みとして適合確認書を開始します。

適合確認書の交付例

- ・ 自主基準には収載されていない合成樹脂又は添加剤
- ・ 自主基準の範囲外の原材料を用いた加工品

(3) 見解書の継続

確認証明書及び適合確認書のいずれにも当てはまらない案件に関し、国 PL への適合を個別に説明するための手段として、見解書を継続します。（会員のみ）

■お知らせ

食品接触材料などに関する内外の動き

- 厚生労働省の組織が一部改組、新設される。

令和5年8月30日政令第263号

<https://kanpou.npb.go.jp/20230830/20230830g00181/20230830g001810003f.html>

9月1日付

①健康局を健康・生活衛生局に改組、②医薬・生活衛生局を医薬局に改組、③（新）健康・生活衛生局に感染症対策部を新設する（第1条）。

食品基準審査課は（新）健康・生活衛生局の中に置かれる（第40条）。その所掌業務は（第47条）。

<https://kanpou.npb.go.jp/20230830/20230830g00181/20230830g001810009f.html>

<https://kanpou.npb.go.jp/20230830/20230830g00181/20230830g001810015f.html>

- ECHA「ECHA ウィークリー2023年8月30日」

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-30-august-2023

ドイツが提案したビスフェノール類の規制案を撤回

「制限意図の結果までの登録 BPA」2021年8月27日

[https://echa.europa.eu/en/registry-of-restriction-intentions/-](https://echa.europa.eu/en/registry-of-restriction-intentions/-/dislist/details/0b0236e1853413ea)

[/dislist/details/0b0236e1853413ea](https://echa.europa.eu/en/registry-of-restriction-intentions/-/dislist/details/0b0236e1853413ea)

ドイツ連邦労働安全健康局「ビスフェノール A 及び同様の環境懸念のある関連ビスフェノールの制限」

[https://www.reach-clp-biozid-](https://www.reach-clp-biozid-helpdesk.de/EN/Home/German_proposal_restriction/BPA/BPA.html#msdyntrid=V5KITTGK3N60IXDgWJwFyRhkCxy4MvY81QRfknx6Lrk)

[helpdesk.de/EN/Home/German_proposal_restriction/BPA/BPA.html#msdyntrid=V5KITT](https://www.reach-clp-biozid-helpdesk.de/EN/Home/German_proposal_restriction/BPA/BPA.html#msdyntrid=V5KITTGK3N60IXDgWJwFyRhkCxy4MvY81QRfknx6Lrk)

[GK3N60IXDgWJwFyRhkCxy4MvY81QRfknx6Lrk](https://www.reach-clp-biozid-helpdesk.de/EN/Home/German_proposal_restriction/BPA/BPA.html#msdyntrid=V5KITTGK3N60IXDgWJwFyRhkCxy4MvY81QRfknx6Lrk)

- 欧州委員会「SC-PAFF 新規食品及び食物連鎖における毒性学上の安全性セクションアジェンダ」2023年9月22日

[https://food.ec.europa.eu/document/download/a48eae42-1cfb-419a-ac15-](https://food.ec.europa.eu/document/download/a48eae42-1cfb-419a-ac15-6c1651abd23a_en?filename=reg-com_toxic_20230922_agenda.pdf)

[6c1651abd23a_en?filename=reg-com_toxic_20230922_agenda.pdf](https://food.ec.europa.eu/document/download/a48eae42-1cfb-419a-ac15-6c1651abd23a_en?filename=reg-com_toxic_20230922_agenda.pdf)

- UK COT「TOX/2023/45 ビスフェノール A に関する中間見解声明第2案」2023年9月

[https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2023-08/TOX-2023-](https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2023-08/TOX-2023-45%20BPA_Position%20Statement%20Acc%20V%20SO.pdf)

[45%20BPA_Position%20Statement%20Acc%20V%20SO.pdf](https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2023-08/TOX-2023-45%20BPA_Position%20Statement%20Acc%20V%20SO.pdf)

- UK「使い捨てプラスチックへの代替」2023年8月31日
<https://www.food.gov.uk/research/alternatives-to-single-use-plastics-lay-summary>

- アイルランド「アイルランドの廃棄包装材料の統計」2023年8月24日
<https://www.epa.ie/our-services/monitoring--assessment/waste/national-waste-statistics/packaging/>

- 北欧閣僚理事会「プラスチック汚染の指標」2023年8月30日
<https://www.norden.org/en/publication/indicators-plastic-pollution#:~:text=A%20set%20of%20complementary%20indicators,up%20by%20animals%2C%20e.g.%20seabirds.>

- ホワイトハウス「持続可能な化学報告書」2023年8月23日
https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2023/08/NSTC-JCEIPH-SCST-Sustainable-Chemistry-Federal-Landscape-Report-to-Congress.pdf?utm_medium=email&_hsmt=272187109&_hsenc=p2ANqtz-8r1v9xbJYo0COIII-0Wx8RKG4769yM1sGJGcTl-DSFfoDm3DwvBasfsfy_8QMXuLDGj-Bk6c7hQrvMEnlzZsxcBDvg3Q&utm_content=272187109&utm_source=hs_email

- 米「EPAはコミュニティを汚染から守る連邦強制優先項目を公表」2023年8月17日
<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-federal-enforcement-priorities-protect-communities-pollution#:~:text=WASHINGTON%20%E2%80%93%20Today%2C%20the%20U.S.%20Environmental,from%20cancer%2Dcausing%20coal%20ash.>

- INC-3「局の会合議事録」2023年8月21日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43249/21082023_INC_Bureau_Meeting.pdf

- INC-3「UNEP/PP/INC.3/2 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際的手段を開発する政府間交渉委員会第3回会期のシナリオノート」2023年8月31日
<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43229/ScenarioNote.pdf>

- INC-3「UNEP/PP/INC.3/4 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的に法的拘束力のある手段のゼロドラフト」2023年9月4日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43239/ZERODRAFT.pdf>

●INC-3 「INC 議長は協議の第 3 ラウンドに先立ちプラスチック汚染に対する国際協定のゼロドラフトを公表」 2023 年 9 月 4 日

<https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/media#MediaAdvisoryZeroDraft>

●INC-3 「INC-3 に先立つ書面による提出に対する提案された回答(パート a)」 Vinyl Institute、2023 年 8 月 20 日

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/the_vinyl_institute_08082023_a.pdf

「INC-3 に先立つ書面による提出に対する回答テンプレート案 (パート a)」 EPS 業界団体、2023 年 8 月 20 日

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/global_eps_industry_ilbi_15082023_a.pdf

「INC-3 に先立つ書面による提出に対する回答テンプレート案 (パート b)」 EPS 業界団体、2023 年 9 月 3 日

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/global_eps_industry_ilbi_observer_comments_15082023_b.pdf

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報 (月度発刊)」をご覧ください。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

HP の整備に伴い、下記 URL の一部を変更しましたので、ご確認ください！

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No.26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

[\(https://www.jcii.or.jp/pages/164/\)](https://www.jcii.or.jp/pages/164/)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/pages/98/>

－ JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。(<https://www.jcii.or.jp/pages/9/>)

－ 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info-fcmssc@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmssc@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/pages/65/>